

家庭系日常（可燃）ごみ有料化に関するQ & A

平成27年6月29日改正版⑧

Q1 有料化による効果は。

A 有料化を実施することにより、大幅にごみ減量を達成している自治体が多くあります。本市は家庭系日常（可燃）ごみの20%削減（H24年度比）をめざします。

Q2 手数料の負担方法は。

A 適正排出の徹底、収集作業の効率化等から有料指定袋制を導入し、有料指定袋を購入して負担していただきます。

Q3 指定袋1㊦あたり1円に決まった理由は。

A すでに有料化を実施している自治体の減量効果の実績によると、1㊦あたり1円から2円が有料化前に比べ、ごみ排出量が平均20%以上の削減率を達成しており、効果的との環境省のデータがあります。このことから、近隣の泉州の自治体の多くでも1㊦あたり1円で実施しており、和泉市でも1㊦あたり1円で設定しました。

Q4 有料化による手数料収入はどのように使われるのですか。

A 有料指定袋作製代などの必要経費に充当し、残りはごみ収集運搬委託料の一部に充当します。

Q5 泉北クリーンセンターへ直接搬入する時も、有料指定袋を使用するのですか。

A 直接搬入の場合は、搬入時に10kgにつき150円の処分手数料をお支払いいただきますので、有料指定袋に入れる必要はありません。有料指定袋の使用は、週2回の回収を行なっている日常（可燃）ごみの排出時となります。

Q6 有料指定袋はどこで購入できますか。

A 平成27年8月下旬から粗大ごみ処理券取扱店で販売する予定です。詳しくは、平成27年8月号広報いずみに同封予定の折込チラシをご覧ください。

Q7 家の前の街路樹を掃除したのですがどうすればいいですか。

A 公共の場所をボランティア清掃していただいた落ち葉等は、市に申請いただきますと地域清掃用ごみ袋を交付し、日常（可燃）ごみとは別に市が無料で直接回収します。

Q8 不適正排出の対応について。

A1 集合住宅のごみ置場

集合住宅のごみ置場への不適正排出（有料指定袋以外）については、ごみ収集は行なわず違反シールを貼って注意を促し、管理者の責任において処理をお願いします。

A2 ごみステーション

ごみステーションへの不適正排出（有料指定袋以外）については、ごみ収集は行なわず違反シールを貼って注意を促します。

不適正排出の対策については、市にご相談していただければ、現地の状況等を確認して、今後の対策について市民の皆様と連携して有料指定袋で排出できるよう取り組んでいきます。

【 裏 面 に 続 く 】

Q9 有料指定袋の中に入れる小袋は、スーパー等の袋（レジ袋）で排出できるか。

A 外側の袋を有料指定袋でお出しいただければ回収いたします。

Q10 有料指定袋にごみを入れる際に袋が破れたら、交換はしてもらえるか。

A 原則、交換はできません。

破れた程度によりますが、テープ等で補強して使用していただくことも可能です。

破れ方がひどい場合は、有料指定袋を使用していることが明確に確認できるのであれば、有料指定袋の上から同容量相当の透明または白色半透明の袋に入れていただければ回収いたします。ただし、袋の口はしばってお出してください。

Q11 現在、粗大ごみ（有料）の中で、小型不燃ごみ（なべ、やかん等）は45%の無色透明または白色半透明の袋に、和泉市粗大ごみ処理券（300円のシール1枚）を貼って排出しています。

平成27年10月1日以降、45%の有料指定袋に入れる必要があるのか。

A 有料指定袋に入れる必要はありません。

有料指定袋の使用は、週2回の回収を行っている日常（可燃）ごみの排出時となります。

Q12 日常（可燃）ごみ内の紙類の分別について、どれくらいの大きさならリサイクルできるのか。また、レシートは。

A 切手ぐらいの大きさであればリサイクル可能です。レシートについては、感熱紙以外であればリサイクル可能ですので、分別にご協力をお願いいたします。

Q13 有料指定袋の形状、材質及び色は。

A 形状はレジ袋型です。

材質は、高密度ポリエチレン（メタロセン配合）で、炭酸カルシウム含有のないことという仕様になっています。

また、袋の色は黄緑色を予定しています。

Q14 集合住宅の場合、有料指定袋はいつからの使用ですか。

A 平成27年10月1日収集分からの使用となります。例えば、月・木、収集の場合、9月28日（月）収集以降の排出分から、10月1日（木）の収集となりますので、有料指定袋をご利用ください。

Q15 平成27年9月25日に和泉市に引越してきて、9月29日に出産をしました。転入届及び出生届を10月5日に提出したのですが、啓発用有料指定袋無料引換券の交付対象者になりますか。

A 交付対象者にはなりません。

交付対象者は、9月末までに転入届又は出生届を提出された方となります。

お問い合わせ先

生活環境課 99-8122（直通）